

西成区地域防災検討会議開催要綱

（目的）

第1条 西成区の防災対策の充実・強化を図り、災害による被害を軽減することを目的として、西成区地域防災検討会議（以下「会議」）を開催する。

（検討事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）西成区地域防災計画の作成及び実施の推進
- （2）西成区緊急時支援検討事業の実施
- （3）関係機関、地域団体等との協力体制の構築
- （4）その他「地域防災」に関わって必要なこと

（構成）

第3条 会議は、地域の防災対策に必要となる関係機関、地域団体、福祉・医療関係者等の代表と有識者により構成する。

2 会議を補完するものとして、要援護者支援検討部会、医療・救護対策部会、風水害対策部会を開催する。

（委員長等）

第4条 会議の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議の議事を進行する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（招集等）

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

（事務局）

第6条 西成区役所に事務局を置く。

（開催期間）

第7条 会議は、概ね1年間とする。

附則

この要綱は平成25年1月30日から施行する。

附則

この要綱は平成25年11月1日から施行する